

## ⑧ 調査立会を求める権利の明記

【理由】課税庁と納税者とは対等な関係であるべきである。しかし、課税庁が権力行使するため、通常、納税者は不利な状態に置かれやすい。そこで、調査に際して専門家の援助を受ける権利とともに、第三者の立会いを求める権利を明記する必要がある。税務調査を密室としないための方策として、法令上明定すべきである。

## 3 滞納処分手続における納税者の権利保護規定の整備

【理由】国税通則法及び国税徴収法の整備が遅れており、規定の抜本的な見直しが必要である。

## 4 煽動罪を規定する通則法126条を廃止する

【理由】煽動罪は、無申告や虚偽の申告、徴収もしくは納付をしないことを煽動した者は、3年以下の懲役または20万円以下の罰金に処する罪である。

煽動罪の対象には、納税者やその従業員、さらには近い将来の納税者やその従業員となる可能性のある人にまで広げられ、それらの人が不特定の者か、特定していくても多数者であればこの罪は成立する。煽動罪は煽動行為が行われれば成立する。処罰の要件があいまいでかなり危ういものであり廃止すべきである。

## 5 紳税者権利憲章を制定する

【理由】国税通則法上に納税者権利憲章を制定する旨の規定を置き、それに基づいて行政文書としての納税者権利憲章を制定して公表することとする。税務職員がこの憲章に基づいて、納税者の権利に配慮した行政運営に心がけるとともに、効率的な行政実現の基礎とすべきである。

### TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)とは

TCフォーラムのTはTaxpayer(納税者)のTを、CはCharter(憲章)のCを意味します。

1970年代後半以降、1975年フランスにおける「税務調査に関する憲章」制定に始まり、ドイツ(旧西ドイツ)、カナダ、イギリス、ニュージーランド、アメリカ、インドで、納税者権利憲章や納税者権利章典などの納税者の権利保障制度の整備が進みました。このような世界的な気運の中で、我が国においても納税者権利憲章案が各団体から出され、制定を望む声が高まり1993年4月、TCフォーラムを結成し活動しています。

2018年4月発行

# 私たちTCフォーラムは 納税者の権利保護法を 早急に求めます

国税通則法第1条目的に「国民の税に関する権利利益の保護を図る」旨を明記するなどの改正を求めます



TCフォーラム  
(納税者権利憲章をつくる会)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-13-2  
TEL03-3980-9101 FAX03-3980-5646  
ホームページ <http://tc-forum.jp/>

# 国税通則法の改正を求めます

2011(平成23)年11月30日に成立した改正国税通則法に基づく税務調査が、2013(平成25)年1月より始まりました。税務調査の手続規定が明確になりましたが、税務調査の現場では様々な問題が起きています。

2013(平成25)年12月成立の「所得税法等の一部を改正する法律」附則106条では、納税環境の整備に向けた検討について、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」と規定しています。

国税通則法改正の議論を進めていただくよう求めます。

## 1 目的規定の改正

国税通則法第1条の規定に、「国民の税に関する権利利益の保護を図る」旨を明記すること。

【理由】 紳士の権利保障法制の確立及び納税者権利憲章制定が国際的な課題となっており、我が国においても国税通則法改正の俎上にのぼって久しい。国税通則法の目的として、納税者の権利に関する規定を挿入することにより、政府として納税者の権利利益の保護の姿勢を明確にすることができます。

## 2 調査手続規定の改正

平成23年11月の国税通則法の大きな改正によって、調査手続規定が明確にされたことは、年来の各方面からの要望に応えるものであった。しかし、納税者の権利利益保護の視点からは不十分さを残しており、当面、以下の改正が必要である。

### ① 紳士に対して行う通知、説明等は書面を交付して行うことを原則とする

【理由】 現行法では、調査手続に関して書面交付する場合が限定されている。例えば、事前通知は電話で行われているが、通知内容が納税者に明確に伝わっていない事例が多く存在し、トラブルの要因となっている。これを書面で行えば、課税庁・納税者双方にメリットがある。調査結果の内容説明は、調査終了手続であるから一層明確化が求められる以上、書面交付のうえ説明すべきである。

### ② 紳士に接触して行う調査はすべて事前通知を原則とする

【理由】 現行法では、税務署長等が当該職員に「実地の調査」を行わせる場合に事前通知することとしており、「実地の調査」以外の調査においては事前通知を行わない運用がなされている。その結果、納税者が調査なのか調査以外の目的で接触するのか判断できずに混乱が生じている。したがって、いわゆる反面調査をふくめ、課税庁が調査として納税者に接触を行う場合は、事前通知を原則とすべきである。

### ③ 事前通知の期間の定めを置く

【理由】 現行法では、事前通知は「あらかじめ」行うこととされているが、調査実施の何日前までに行うのか明確ではないことから、納税者の権利利益の保護の観点から、2週間（14日）以上前に書面で行うこととすべきである。

### ④ 調査の主たる理由を開示する

【理由】 現行法の調査手続においては、「調査の目的」が規定されているが、その内容を政令で「納税申告書の記載内容の確認」と規定するなど、実質的には意味のないものとなっている。納税者にとって重要なのは、なぜ調査を行うのかであり、事前通知項目に「調査の主たる理由」を「調査の目的」に替えて定めるべきである。

### ⑤ 無予告調査は例外中の例外の場合に限られるから、手続きを明定する

【理由】 現行法には、「事前通知を要しない場合」の規定を置き、いわゆる無予告調査を制限している。しかし、実務においてはその実施が拡大傾向にあり、しかも通達による制限も無視して行われる実情があるので、明瞭な制限と実施手続の法制化が必要である。

### ⑥ 反面調査に関する手続きを定める

【理由】 取引先や金融機関等への調査については、納税者本人への調査ではないことから制限する必要がある。具体的には、事前通知は反面調査先はもとより調査対象の納税者に対しても書面で行うこと、反面調査先への調査は個人情報の保護の観点から制限的に規定すべきである。

### ⑦ 行政調査であることに鑑み、供述調書の録取など法的根拠のない調査手法を禁止する

【理由】 税務調査の現場において、最近、納税者やその関係人に対して「質問応答記録書」と呼ばれる文書の録取がされ、署名・押印等が強制的に求められる事例が多発している。この文書は、刑事手続における供述調書（自白調書）の様式に則っており、行政手続に相応しくない。録取された納税者等の人権が損なわれることとなっており、「冤罪」を生む土壤となる可能性がある。よって、こうした調査手法の禁止措置が必要である。